

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【公開番号】特開2004-16472(P2004-16472A)

【公開日】平成16年1月22日(2004.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2004-003

【出願番号】特願2002-175550(P2002-175550)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 8

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技場に設置された遊技機と遊技場の収支に関わる装置との少なくとも一方から稼動情報を収集する情報収集端末装置と、前記情報収集端末装置が収集した稼動情報を収集する遊技用管理装置と、前記遊技用管理装置とは別に動作し、前記遊技用管理装置が収集する稼動情報を対比可能な稼動情報を収集するデータ収集装置と、前記情報収集端末装置、前記遊技用管理装置及び前記データ収集装置を接続するネットワークと、を備えた遊技システムであって、

前記情報収集端末装置は、

収集した前記稼動情報を演算し、所定期間の累積データを生成する累積データ生成手段と、

前記累積データを前記ネットワークに送信する累積データ送信手段と、を備え、

前記データ収集装置は、

前記情報収集端末装置が送信した累積データを記憶する累積データ記憶手段と、

前記累積データを出力する累積データ出力手段と、

を備えることを特徴とする遊技システム。

【請求項2】

前記情報収集端末装置には、

前記累積データが一単位の営業が終了した時の累積値に基づくものである場合に、前記累積データを最終累積データとして確定する最終累積データ確定手段を備えることを特徴とする請求項1に記載の遊技システム。

【請求項3】

前記情報収集端末装置は、

前記最終累積データが確定すると、遊技用管理装置に前記最終累積データを送信すると共に、前記データ収集装置にも前記最終累積データを送信することを特徴とする請求項2に記載の遊技システム。

【請求項4】

前記最終累積データ確定手段は、前記遊技用管理装置からの一単位の営業の終了の通知に基づいて、最終累積データを確定することを特徴とする請求項2又は3に記載の遊技システム。

【請求項 5】

前記情報収集端末装置は、前記遊技機又は前記遊技場の収支に関わる装置から稼動情報、若しくは、他の情報収集端末装置からの信号を、所定期間において受信したか否かによって、一単位の営業の終了を判定する営業終了判定手段を備え、

前記最終累積データ確定手段は、前記営業終了判定手段の判定結果に基づいて、最終累積データを確定することを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載の遊技システム。

【請求項 6】

前記データ収集装置は、

前記情報収集端末装置が前記遊技用管理装置に対して送信した、前記遊技機又は前記遊技場の収支に関わる装置からの稼動情報を、所定期間において受信したか否かによって、一単位の営業の終了を判定する営業終了判定手段と、

前記営業終了判定手段の判定結果に基づいて、前記累積データ記憶手段が記憶する累積データを最終累積データとして確定する最終累積データ確定手段と、

を備えることを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載の遊技システム。

【請求項 7】

前記累積データ送信手段は、前記累積データを前記遊技用管理装置に対して送信する第 1 累積データ送信手段と、前記累積データを前記データ収集装置に対して送信する第 2 累積データ送信手段と、を備えることを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項 8】

前記遊技用管理装置から前記累積データの送信要求があったときに、前記第 1 累積データ送信手段は前記遊技用管理装置に前記累積データを送信し、前記第 2 累積データ送信手段は前記データ収集装置に前記累積データを送信することを特徴とする請求項 7 に記載の遊技システム。

【請求項 9】

前記累積データ送信手段は、前記累積データを前記遊技用管理装置に対して送信する第 1 累積データ送信手段を備え、

前記データ収集装置は、前記第 1 累積データ送信手段が前記遊技用管理装置に対して送信した累積データを取得することを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項 10】

前記データ収集装置は、前記情報収集端末装置に前記累積データの送信を要求することを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項 11】

前記データ収集装置は、前記累積データ記憶手段に記憶された累積データにアクセスする装置から送信されるキーを受信して、該キーが一致しないと通信ポートが開かないように構成して、前記累積データへのアクセスを制限するアクセス制限手段を備えることを特徴とする請求項 1 から 10 のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項 12】

前記データ収集装置は、通信回線を介して、遊技場外部に設けられた遊技場外部管理装置と通信可能に接続されており、

前記データ収集装置は、前記遊技場外部管理装置に前記最終累積データを送信する累積データ外部送信手段を備えることを特徴とする請求項 2 から 11 に記載の遊技システム。

【請求項 13】

前記累積データ外部送信手段は、当該営業単位の終了時点から、次の営業単位の開始までの間に、前記遊技場外部管理装置に対して前記最終累積データを送信することを特徴とする請求項 12 に記載の遊技システム。

【請求項 14】

前記データ収集装置は、通信回線を介して、遊技場外部に設けられた遊技場外部管理装置と通信可能に接続されており、

前記データ収集装置は、前記遊技場外部管理装置に前記最終累積データから求めたハッシュ値を送信するハッシュ値外部送信手段を備えることを特徴とする請求項2から11に記載の遊技システム。

【請求項15】

前記ハッシュ値外部送信手段は、当該営業単位の終了時点から、次の営業単位の開始までの間に、前記遊技場外部管理装置に対して前記ハッシュ値を送信することを特徴とする請求項14に記載の遊技システム。

【請求項16】

前記累積データ送信手段は、当該営業単位の終了から、次の営業単位の開始までの間に、前記データ収集装置に対して前記最終累積データを送信することを特徴とする請求項2から11のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項17】

前記データ収集装置は、該遊技システムに接続された各機器の稼動に必要な時間情報を送信するシステム時計機能を備えることを特徴とする請求項1から16のいずれか一つに記載の遊技システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

第3の発明は、第2の発明において、前記情報収集端末装置は、前記最終累積データが確定すると、遊技用管理装置に前記最終累積データを送信すると共に、前記データ収集装置にも前記最終累積データを送信することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

第6の発明は、第2又は第3の発明において、前記データ収集装置は、前記情報収集端末装置が前記遊技用管理装置に対して送信した、前記遊技機又は前記遊技場の収支に関わる装置からの稼動情報を、所定期間ににおいて受信したか否かによって、一単位の営業の終了を判定する営業終了判定手段と、前記営業終了判定手段の判定結果に基づいて、前記累積データ記憶手段が記憶する累積データを最終累積データとして確定する最終累積データ確定手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

第7の発明は、第1～第6の発明において、前記累積データ送信手段は、前記累積データを前記遊技用管理装置に対して送信する第1累積データ送信手段と、前記累積データを前記データ収集装置に対して送信する第2累積データ送信手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0016】**

第8の発明は、第7の発明において、前記遊技用管理装置から前記累積データの送信要求があったときに、前記第1累積データ送信手段は前記遊技用管理装置に前記累積データを送信し、前記第2累積データ送信手段は前記データ収集装置に前記累積データを送信することを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0018】**

第10の発明は、第1～第6の発明において、前記データ収集装置は、前記情報収集端末装置に前記累積データの送信を要求することを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0019】**

第11の発明は、第1～第10の発明において、前記データ収集装置は、前記累積データ記憶手段に記憶された累積データにアクセスする装置から送信されるキーを受信して、該キーが一致しないと通信ポートが開かないように構成して、前記累積データへのアクセスを制限するアクセス制限手段を備えることを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0020】**

第12の発明は、第2～第11の発明において、前記データ収集装置は、遊技場外部に設けられた遊技場外部管理装置に通信回線を介して通信可能に接続されており、前記データ収集装置は、前記遊技場外部管理装置に、前記最終累積データを記憶するために、前記最終累積データを送信する累積データ外部送信手段を備えることを特徴とする。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0021】**

第13の発明は、第12の発明において、前記累積データ外部送信手段は、当該営業単位の終了時点から、次の営業単位の開始までの間に、前記遊技場外部管理装置に対して前記最終累積データを送信することを特徴とする。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0022】**

第14の発明は、第2～第11の発明において、前記データ収集装置は、通信回線を介

して、遊技場外部に設けられた遊技場外部管理装置と通信可能に接続されており、前記データ収集装置は、前記遊技場外部管理装置に前記最終累積データから求めたハッシュ値を送信するハッシュ値外部送信手段を備えることを特徴とする。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

第15の発明は、第14の発明において、前記ハッシュ値外部送信手段は、当該営業単位の終了時点から、次の営業単位の開始までの間に、前記遊技場外部管理装置に対して前記ハッシュ値を送信することを特徴とする。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

第16の発明は、第2～第11の発明において、前記累積データ送信手段は、当該営業単位の終了から、次の営業単位の開始までの間に、前記データ収集装置に対して前記最終累積データを送信することを特徴とする。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

第17の発明は、第1～第16の発明において、前記データ収集装置は、該遊技システムに接続された各機器の稼動に必要な時間情報を送信するシステム時計機能を備えることを特徴とする。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

また、本発明では、前記データ収集装置は、前記情報収集端末装置が前記遊技用管理装置に対して送信した、前記遊技機又は前記遊技場の収支に関わる装置からの稼動情報を、所定期間において受信したか否かによって、一単位の営業の終了を判定する営業終了判定手段を備え、前記営業終了判定手段の判定結果に基づいて、最終累積データを確定するので、データ収集装置によって、遊技用管理装置と独立した営業終了判断により最終累積値を確定することから、遊技用管理装置からの不正な営業終了指示に基づく最終累積値の異常な判断を防止することができる。

また、本発明では、前記データ収集装置は、通信回線を介して、遊技場外部に設けられた遊技場外部管理装置と通信可能に接続されており、前記データ収集装置は、前記遊技場外部管理装置に前記最終累積データから求めたハッシュ値を送信するハッシュ値外部送信手段を備えるので、最終累積値データが途中で改変されていないかを確認することができ、遊技場外部管理装置に対して送信される営業終了時の稼動情報の最終累積値の改変を防止することができる。

また、本発明では、ハッシュ値外部送信手段が、前記遊技場外部管理装置に、前記最終累積データから求めたハッシュ値を送信するので、遊技場外部管理装置に対して営業終了時の稼動情報の最終累積値そのものを送信することなく、後日、ハッシュ値を比較することによって、データが改変されていないことを検証することができる。

また、本発明では、前記データ収集装置は、該遊技システムに接続された各機器の稼動に必要な時間情報を送信するシステム時計機能を備えるので、データ収集装置が故障したり、データ収集装置を取り外したりすると、本遊技システムが稼動しないことから、データ収集装置が稼動情報の累積データを収集しない状態で、遊技システムが稼動するがなく、データ収集装置による稼動情報の累積データの収集漏れが生じることがない。

【手続補正 2 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 0】

情報収集端末装置 5 は、遊技場に設置される装置（遊技機 6 等）に接続されており、これらの装置から出力される稼動情報を収集して、該稼動情報を記憶蓄積する。そして、該稼動情報に基づいて、所定期間の稼動情報の累積値（例えば、賞球信号に基づいて算出される賞球数の累積値）を生成し、その累積値を稼動情報の累積データとして遊技用管理装置 1 やデータ収集装置 3 に送信する。この情報収集端末装置 5 が生成する所定期間の稼動情報の累積値（累積データ）は、通常は一営業単位毎に累積算出されるが、週又は月を単位として累積算出するように構成してもよい。